

スカイネットアジア航空株式会社 株式の譲渡について

平成17年4月28日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者の株式の譲渡を決定しました。

1. 対象事業者の氏名又は名称
スカイネットアジア航空株式会社

2. 経緯

対象事業者につきましては、平成16年6月25日に株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号。以下「法」という。）第22条第3項に規定する支援決定を行いました。同年7月13日に法第25条第1項に規定する買取決定を行い、同年8月には減増資が実行されました。今般、「地元の翼・低運賃の航空会社」の基本理念を堅持しつつ、対象事業者のより一層の整備体制の強化を目指し、機構保有株式の一部を譲渡するとともに、株式譲渡先(*)との業務提携を行うこととしたものです。なお、株式譲渡の実行は本年5月末を予定しています。

* 株式譲渡先は全日本空輸株式会社です。別添の対象事業者からの公表資料をご参照下さい。

3. 出資額等

機構は、対象事業者に対し、34億円の現金出資により、議決権割合の56.96%に当たる普通株式を取得していました。

今般、このうち議決権割合14.99%に当たる普通株式(当初出資額9億円相当)を譲渡するものです。

今回の譲渡により、機構に残る株式は、議決権割合41.97%に当たる普通株式(当初出資額25億円相当)となります。

4. 主務大臣の意見

意見なし

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル9階 株式会社産業再生機構 企画調整室 電話番号 03-6212-6437

平成 17 年 4 月 28 日

各位

スカイネットアジア航空株式会社

株主の一部変更及び業務提携について

弊社は昨年 6 月に株式会社産業再生機構（以下、機構）から支援決定をいただき、同年機構からの出資が行われ、以来今日まで経営再建に取り組んできております。

今回、地元の翼・低運賃の航空会社の基本理念を堅持しつつ、安定した定時運航を強化する目的で、機体整備を主軸とした業務提携を行うことを決定いたしました。

機構による選定の結果、全日本空輸株式会社（以下、全日空）を業務提携先として決定し、これに伴い、機構保有株式 57%のうち 14.99%を譲渡することとなりました。

なお、機構は残りの 42%の株式を保有し、経営権を維持し続ける予定です。

全日空から機体整備を主軸にその他業務に関わるサポートをいただき、

1. 安全・定時運航に益々励んでまいります。
2. 低運賃の航空会社としてブランドを確立し、再生を加速させていきます。

スカイネットアジア航空を応援していただいている皆様方におかれましては、今まで同様引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【お問合せ先】

〒 880-0805 宮崎県宮崎市橘通東 3-1-11

スカイネットアジア航空株式会社 広報

電話番号 0985-61-7726

参考:

提携先 : 全日本空輸株式会社
代表者 : 代表取締役社長 山元 峯生
設立 : 1952年(昭和27年)12月27日
資本金 : 107,292,285,578円
株主数 : 223,389人
従業員数 : 12,091人(2005年3月31日現在)
主な事業内容 :
1. 定期航空運送事業
2. 不定期航空運送事業
3. 航空機使用事業
4. その他附帯事業